

新型コロナウイルス感染症に対する支援事業

木古内町新生児エール事業

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下や「新しい生活様式」が普及していく状況下で生まれた新生児を抱える世帯の経済的負担を軽減するため、国の特別定額給付金の基準日（4月27日）の翌日以降生まれた新生児に対して、給付金を支給します。

■給付対象者

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、初めての住民登録を木古内町にする新生児

■申請者・受給者

支給対象新生児の保護者

■給付金額 1人あたり10万円

■申請期間 8月1日から令和3年4月15日まで

■申請書類

- (1) 申請書（役場窓口備え付け）
- (2) 母子健康手帳の出生届済証明欄の写し
- (3) 申請者の身分証明書の写し
- (4) 通帳の写し

■お問い合わせ 町民課住民グループ

☎ 01392-2-3131

木古内町失業者生活支援助成金事業

新型コロナウイルス感染症の影響で失業を余儀なくされた町民に対し、生活支援することを目的とし、助成金を交付します。

■対象者

次の全ての項目に該当する者で、木古内町を含む行政機関が実施する各事業者向け協力金・支援金・助成金を受給した事業者と同一世帯の者を除く。

(1) 令和2年7月21日時点で町内に住所を有する方。

(2) 令和2年4月1日から9月30日までに新型コロナウイルス感染症の影響により失業した方で、雇用保険の手当の給付対象とならない方。

※雇用保険の被保険者であっても受給要件を満たしておらず、給付の対象とならない場合も含む

■助成金額 1人あたり10万円

■申請期間 8月1日から10月31日まで

※新型コロナウイルス感染症の状況により申請期限を延長する場合があります。

■申請書類

- (1) 申請書（役場窓口備え付け）
- (2) 身分証明書の写し
- (3) 通帳の写し
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響で失業したことが分かる書類（「退職証明書」及び「個人事業の廃業等届出書の控え」など）

退職証明書・労働基準法第22条1項に規定される労働者の求めに応じて使用者が交付する証明書 個人事業の廃業等届出書・所得税法第229条で規定される事業廃止時に税務署に提出する届出の本人控え

■お問い合わせ 町民課住民グループ

☎ 01392-2-3131